

【小学校・中学校】 県の学納金助成制度について

■私立小中学校等授業料減免補助金（三重県）

・・・以下の①または②に該当する場合に助成されます。以下の事由が発生した場合は本部会計課（TEL059-337-2345）までお申し出ください。

- ①入学後に保護者等が失業、倒産、死亡、病気、事故、離婚等によって授業料の納付が困難になった場合
自己都合による退職や定められた期限の満了による離職等を除く
- ②保護者の一方が失業や倒産等をした場合において、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額（保護者合算）が135,000円未満（年収目安400万未満）になった場合

◆補助金額：27,000円（月額の上限額）

家計急変年度翌年度以降について、以下のいずれの要件も満たす方が助成されます。

- ・保護者等の家計急変後の年収の合計が400万円未満相当である
- ・保護者等の資産保有額の合計が700万円未満である

- ・次年度以降は内容の変更または廃止になることがあります。
 - ・ご不明な点がございましたら、暁学園会計課（TEL059-337-2345）までお問い合わせください。